

〔本朝度量權衡考〕度本朝令ノ大小尺ハ卽唐ノ大小尺ニテ、今ノ曲尺ハ其大尺ナリ。羽倉在滿ガ
本朝令ノ小尺ハ、唐ノ大尺ニシテ、今ノ曲尺ナリ。本朝令ノ小尺ハ、唐ノ大尺ニテ、唐小尺ヲ用ヒザリシトシタ
尺ナリト云ヘリ。此說ニ據レバ、本朝令ノ小尺ハ、唐ノ大尺ニテ、唐小尺ヲ用ヒザリシトシタ
レドモ、モシ唐大尺ヲ小尺トシタラニンニハ、義解ニ以ニ北方秬黍中者一廣爲分トハ云フ。ベカ
ズ、スルハノ廣度小分ナリ。且和銅五年ニ寫シタル佛經ノ紙、唐小尺ノ度ニ合ヒタレバ、詳ニ斯下ニラ
本朝ノ小尺ハ卽唐小尺ナルコト明ラケシ。又高麗尺ハ田令集解ニ引キタル古記ニ出シ、シ説ニ
據リタルナレドモ、其本據慥ナラズ。高麗尺ト云フモノノ他書ニ見エザレバ、證トナシ難シタ
ヒ。高麗尺ト云フモノ有リトテモ、本朝令ハ唐令ニ因リタルニ、唐尺ヲ用ヒズシテ高麗尺ヲ用
フベキ理アランヤ、羽倉氏ノ說誤ナリ。〔中略〕又藤貞幹が好古小錄ニハ、本朝令ノ小尺ハ卽唐ノ
小尺ニテ、今ノ曲尺ナリ。大尺ハ卽唐大尺ニテ、今ノ吳服尺ナリ。ト云ヘリ。本朝令ノ大小尺ヲ卽
唐ノ大小尺トシタルハ當リタレドモ、唐小尺ヲ曲尺トシ、唐大尺ヲ吳服尺トシタルハ誤ナリ。
ズ、試ニ黍チ累子テ曲尺モ、其長小尺ハ大ヨソ違フベカラシ。サレドモ、年久シク傳ヘタレバ、今ノ曲尺

〔古今要覽 器財令大尺度地尺

大寶令の大尺は令前常用にして、即今の曲尺なり、その大尺といふ稱を設けられて、度地銀銅穀にのみ用ひられしは、文武天皇即位のはじめ、壬申擾亂の、ちの弊風をあらためられんがために、律令を制せらるゝ時、常用の尺、全くかの唐の大尺とおなじかりし故に、彼の大尺といふ字をかり用ひられしならん、皇朝の令は李唐の令をうつされしかば、その令條多く唐律及び六典に合るにて玄るべし、然れども全く李唐の制度によられしにもあらざることは、五尺一步といふを用ひられて、二百四十歩を畝とすといふには玄たがはれずして、舊のごとく三百六十步を段とせられしは、舊制三百六十步の地をあらためらるゝこと便ならざりし故なるべし、大化の租稻、大寶の租稻と全くおなじきをみれば、令前の常用尺は令の大尺なる事疑ひなし、もししからずば、何ぞ度地にのみ大尺を用びられんや、これその度地銀銅穀の類は、舊制にしたがはざれば制度のあたらしき際、姦民邪曲を濫妨にいたるがゆへに、大尺を用ひられて舊のごとくなされしとみえたり。